

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件の廃止に関する法律

1 ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件（昭和二十年勅令第五百四十二号。以下「勅令第五百四十二号」という。）は、廃止する。

2 勅令第五百四十二号に基く命令は、別に法律で廃止又はその存続に関する措置がなされない場合においては、この法律施行の日から起算して百八十日間に限り、法律としての効力を有するものとする。

3 この法律は、勅令第五百四十二号に基く命令による法律又は命令を廃止し、又はその一部を改正した効果に影響を及ぼすものではない。

附 則

1 この法律は、日本国との平和条約の最初の効力発生の日から施行する。

2 この法律施行のための経過的规定その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

裏面白紙

理由

日本国との平和条約の締結に伴い、その最初の効力発生の日において勅令第五百四十二号を廃止することとし、あわせて同勅令に基づく命令により他の法律又は命令を改廃した効果及び他の法律により措置されない勅令第五百四十二号に基づく命令の効力等について規定を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。